

特定医療費（指定難病）受給者証の記載内容の変更について

令和8年3月より、大阪市で交付する受給者証の「保険者」「記号及び番号」「適用区分」欄の記載が廃止となりましたので、次のとおりお知らせします。

令和8年3月以降の受給者証見本

特定医療費（指定難病）受給者証			
公費負担者番号	*****		
受給者番号	*****		
受診者	住所	**区**町*丁目*番*号	
	氏名	** **	
	生年月日	昭和**年**月**日	
保険者	令和8年3月より、保険者・記号及び番号・適用区分の記載が廃止となりました。（指定医療機関の方は、裏面右下【注】をご参照ください。）		
記号及び番号	同上	適用区分	同上
病名	** *****		
有効期間	※有効期間内に更新申請を行わない場合、受給資格が失効し、医療費助成を受けることができなくなります。 令和**年**月**日 ~ 令和**年**月**日		
月額自己負担上限額	** , ** *円	階層区分	**

医療機関	各都道府県（指定都市）内の指定医療機関			
	「難病法」に基づく指定医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション）で使用できます。 ※指定医療機関については、各都道府県（指定都市）のホームページ等にてご確認ください。 注意事項 助成の対象は、指定医療機関で行われる左記病名欄の疾病、及び当該疾病に付随して発生する傷病に関する医療に限られます。			
負担	人工呼吸器等装着	** *	高額かつ期	**
	軽症者特例	** *	同一世帯内按	*
保護者（受診者が18歳未満の場合記入）	氏名		続柄	
	住所			
備考	上記のとおり認定します。 令和**年**月**日			

※受給者証に記載されています「保険者」「記号及び番号」「適用区分」欄については、今後削除する予定ですが、当面の間、「保険者」欄へは「令和8年3月より、保険者・記号及び番号・適用区分の記載が廃止となりました」と記載した受給者証を交付します。（受給者証の裏面には、本市ホームページに関するご案内を掲載します。）

令和8年3月以降の受給者証の取扱いについて

- 令和8年2月以前に交付した受給者証については、記載内容に変更があった場合など新たな受給者証を交付する必要が生じた際に、上記見本の受給者証（または保険者等の項目を削除した受給者証）を交付します。
- 「保険者」「記号及び番号」「適用区分」の記載の有無に関わらず、資格情報や所得区分情報の確認については、オンライン資格確認等システムの活用をお願いします。
- 受診者の方がお持ちの受給者証に記載されている「保険者」「記号及び番号」「適用区分」の情報が加入されている医療保険と異なる場合も、有効期間内であれば、有効な受給者証としてお取扱ください。（ただし、生活保護受給の開始や廃止を伴う場合は除きます。）
- 大阪市以外で交付されている受給者証については、各都道府県または指定都市によって取扱いが異なりますので、ご注意ください。

《 この内容に関するお問い合わせ先 》
 大阪市保健所管理課（保健事業グループ） 06-6647-0923